

文化環境保存区域助成要綱

(趣旨)

第1条 この助成は、文化環境保存区域の文化財文化に関する施設等を取り巻く文化環境の保護と健全な育成を図ることを目的とするものである。文化環境保存区域内の所有者その他の権利者は神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。）並びに神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則（令和2年3月神戸市規則第95号。以下「規則」という。）に従い指定文化財や歴史的建造物文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保護し管理する義務がある。この要綱は、この条例の目的を達成しようとする団体等が行う保護活動に対する必要な措置に対する助成金の交付について地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(助成の方法)

第2条 助成金の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保全活動助成金
- (2) 歴史的修景等助成金

(保全活動助成金)

第3条 市長は文化環境保存区域の良好な環境を維持することを目的として保全活動に係る経費を助成することができる。

(保全活動助成対象団体)

第4条 前条の助成の対象となる団体（以下「保全活動団体」という。）は次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 各文化環境保存区域においてその文化環境保存区域内の土地所有者その他の権利者（以下「権利者」という。）及び保全活動に協力しようとする者を含む構成員による保全活動団体であること。
- (2) 保全活動団体において代表会計監査を定めていること。
- (3) 保全活動を実施する区域として重点保全区域を設定の上区域内の保全活動計画を策定し年間を通じて継続的に保全活動ができること。
- (4) 同一文化環境保存区域において複数の保全活動団体を設置する場合は各々の保全区域が重複しないこと。
- (5) 営利を目的とした活動及び政治的活動を行っていないこと。

(重点保全活動区域の設定)

第5条 重点保全活動区域の設定については次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 文化環境保存区域内であること。
 - (2) 文化財や地域の歴史上意義を有する建造物や遺跡等を中心とし、近接する自然的環境と一体となしている区域。
 - (3) 保全活動を行うにあたり重点保全活動区域内の権利者の承諾を得ている区域内であること。
 - (4) ひとつの重点保全活動区域が500㎡以上であること。
 - (5) 重点保全活動区域の設定においては、国または地方公共団体等が所有する土地を除くこと。
- 2 前項(2)の規定にかかわらず市長が文化環境保存区域の保護のために必要と認めた場合は、重点保全活動区域と設定することができる。

(保全活動助成の対象となる活動)

第6条 第3条の助成の対象となる活動は次の要件を満たすものとする。

- (1) 第4条(3)の重点保全区域内において文化財の保護文化環境の維持において特に必要な環境保全活動。(除草剪定等の植栽等の管理清掃等の環境保全業務。樹木管理については文化財文化に関する施設等に隣接する樹木を対象とする。)ただし所有者等の管理に属する日常的な清掃などは除外すること。
 - (2) 前各号に掲げるもののほか景観の維持のため市長が必要と認める活動であること。
 - (3) 保全活動団体があらかじめ申請した活動計画にもとづいた活動であること。
 - (4) 営利を目的とした活動及び政治的活動ではないこと。
 - (5) 条例及びその他の法令に反する活動でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず神戸市市民公園条例関係助成要綱(昭和51年6月8日市長決定)第9条及び第10条の適用を受けている場合は、保全活動助成金の交付を行わない。

(保全活動助成の対象経費)

第7条 保全活動助成の対象となる経費は保全活動団体が当該年度内に実施する前条に規定する活動に要する環境保全活動費のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 清掃・剪定等に係る作業及び処分作業に係る請負費・委託費
- (2) 保全活動に係る機材等の使用料及び借用料
- (3) その他環境保全に特に必要な経費

(保全活動助成の対象外経費)

第8条 次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 日々の清掃等日常的な管理に係る経費
- (2) 飲食費懇親会費慶弔費交際費その他これらに類する経費
- (3) 領収書等がない等使途が明確ではない経費

- (4) 神戸市又は市の外郭団体の他の助成等と重複する経費
- (5) 助成申請の事業計画にない活動に関する経費
- (6) 全各号に掲げるもののほか市長が対象と認めない経費

(保全活動助成金の交付申請)

第9条 保全活動助成の交付申請は市長が定める期間内に次の各号に掲げる書類を添付した文化環境保存区域保全活動事業助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 設定した重点保全活動区域の範囲を示した図面と面積の根拠書類
- (2) 重点保全活動区域での保全活動計画書
- (3) 保全活動団体の活動収支予算書
- (4) 重点保全活動区域内の所有者若しくは権利者の同意書
- (5) 保全活動団体の規約及び役員を含む会員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第10条 市長は第9条の規定により申請のあった事業について審査のうえ助成の採否を決定し、別表に基づき助成金の交付額を決定するものとする。

- 2 交付額は別表の額を限度として予算の範囲内で決定する。
- 3 前項の場合において市長は助成することを決定したときは文化環境保存区域保全活動事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成しないことを決定したときは文化環境保存区域保全活動事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。
- 4 市長は助成金の交付の目的を達するため助成決定に必要な条件を付すことができる。

(保全活動助成の申請内容の変更又は中止)

第11条 前条の規定により助成金交付通知を受けた保全活動団体は団体の名称代表者氏名住所電話番号当該助成金交付申請の内容に変更が生じる場合又は中止する場合は速やかに文化環境保存区域保全活動事業計画変更承認申請書(様式第4号)又は文化環境保存区域保全活動事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しその承認を得なければならない。ただし軽微な変更で市長が変更手続の必要がないと認めるものについてはこの限りではない。

- 2 前項の内容変更の申請の場合において市長は変更について承認することを決定したときは文化環境保存区域保全活動事業計画変更承認通知書(様式第6号)又は文化環境保存区域保全活動事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により保全活動団体に通知をするものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は必要があると認めるときはいつでも保全活動団体に対して当該活動の関係資料の提出を求め又は必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は前項の調査等により不適當な事項を発見した場合には保全活動団体に必要な是正を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第 13 条 保全活動団体は活動終了後速やかに次の各号に掲げる当該活動の内容及び助成金の使途を明らかにする必要書類を添付した文化環境保存区域保全活動助成事業完了実績報告書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化環境保存区域保全活動助成事業完了実績報告書(様式第 8 号)
- (2) 収支決算書及び領収書等(写し可)
- (3) 活動の実施状況がわかる書類(記録写真等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(保全活動助成金額の確定)

第 14 条 活動期間終了後に提出された実績報告収支報告書等に基づいて審査し保全活動助成金の額を確定する。また必要に応じて現地での確認を行う。

- 2 市長は保全活動助成金の額を確定したときは様式第 9 号による文化環境保存区域保全活動助成金交付額確定通知書により申請書を提出した保全活動団体に通知する。この場合において市長は必要があると認めるときは第 10 条の規定により決定した助成金の交付予定額を減額することができる。

(保全活動助成金の交付)

第 15 条 保全活動団体は前条の助成交付額の確定通知を受け文化環境保存区域保全活動助成金請求書(様式第 10 号)を市長に提出することができる。市長は適正な助成金請求書の提出があったときには当該保全活動助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の支払いにおいて助成事業者と異なる口座名義への振込となる場合は文化環境保存区域保全活動助成金受領委任状(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(助成の取消等)

第 16 条 市長は保全活動団体若しくは所有者が次のまた号のいずれかに該当する場合は助成金の交付予定額の一部又は全部を取り消し及び既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の条件に違反したとき。

- (4) 第 12 条の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず又は是正措置を行わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が助成金を交付するに適さないと認めたとき。
 - 2 市長は前項の規定により助成金の交付決定の一部又は全部を取り消したときは速やかにその旨を文化環境保存区域保全活動助成金交付決定 取消通知書（様式第 12 号）により保全活動団体若しくは所有者に通知するものとする。
 - 3 市長は前項の規定により補助金の交付を取消した場合において既に助成金を交付しているときは期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（歴史的修景等助成金）

第 17 条 歴史的修景等助成金は予算の範囲内において次の各号に掲げる経費の全部又は一部を助成するために交付される。

- (1) 条例第 58 条第 1 項に規定する行為をするに当たり市長の指導又は勧告により工法等を変更したために経費が増大したときその増大した部分の経費
- (2) 文化環境保存区域の修景（歴史的建造物以外の建築物その他の工作物のうち文化環境の維持に必要なものの保存のための行為をいう。）のため特に市長の指導により工事を施工したときにこれに要した経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める経費

（歴史的修景等助成金の交付申請）

第 18 条 所有者（前条各号に掲げる経費の原因となる行為の対象となる土地建物等の物件（以下対象物件という）の所有者をいう。以下同じ。）は歴史的修景等助成金の交付を受けようするときは様式第 13 号による文化環境保存区域歴史的修景等事業助成金交付申請書を市長に提出し審査を受けなければならない。

- 2 所有者は前項の規定による申請に際し、当該文化環境保存区域における対象物件に関しての保存及び活用のための計画（以下保存活用計画という）（様式第 14 号）を策定し市長の認定を申請することができる。

（歴史的修景等助成金の決定）

第 19 条 市長は前条第 1 項の規定により申請のあった事業について審査のうえ助成の採否及び助成金の交付額を決定するものとする。

- 2 前項の場合において市長は助成することを決定したときは文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付決定通知書（様式第 15 号）により助成しないことを決定したときは文化環境保存区域歴史的修景等事業助成金不交付決定通知書（様式第 16 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は前項により助成することが決定したもののうち、前条第 2 項の規定による申請があった場合において、その保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するもので

あると認めるときは、その認定をするものとする（様式第 17 号）。

- (1) 当該保存活用計画の実施が当該文化環境保存区域と当該対象物件の保存及び活用に寄与するものであると認められるもの。
- (2) 当該保存活用計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 市長は前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、別途定める文化環境保存区域保存活用計画審査会の意見を聴取しなければならない。
- 5 市長は保存活用計画を認定しなかったものについては、その旨を通知するものとする（様式第 18 号）。
- 6 市長は同条第 3 項により保存活用計画を認定した場合、当該助成事業を優先的に採択することができる。
- 7 市長は補助金の交付目的を達成するため助成決定に必要な条件を付すことができる。

（保存活用計画の実施状況に関する報告の聴取）

第 20 条 市長は前条で認定した保存活用計画について、その進捗状況の報告を求めることができる。

（保存活用計画の認定の取消し）

- 第 21 条 市長は第 19 条第 3 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取消することができる。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた補助事業者に通知しなければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により認定を取消したときは、第 19 条第 1 項で定めた助成金交付額を変更することができる。
 - 4 前項の場合において市長は助成金交付額の変更を決定したときは、文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付変更決定通知書（様式第 19 号）を申請者に通知するものとする。

（歴史的修景等助成の申請内容の変更又は中止）

- 第 22 条 第 19 条第 2 項の規定により助成金交付通知を受けた申請者は申請者氏名住所電話番号当該助成金交付申請の内容に変更が生じる場合又は中止する場合は速やかに文化環境保存区域歴史的修景等助成事業計画変更承認申請書（様式第 20 号）又は文化環境保存区域歴史的修景等助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第 21 号）を市長に提出しその承認を得なければならない。ただし軽微な変更で市長が変更手続の必要がないと認めるものについてはこの限りではない。
- 2 前項の内容変更の申請の場合において市長は変更について承認することを決定したときは文化環境保存区域歴史的修景等助成事業計画変更承認通知書（様式第 22 号）又は文化環境保存区域歴史的修景等助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第 23 号）

により保全活動団体に通知をするものとする。

(調査等)

第 23 条 市長は必要があると認めるときはいつでも申請者に対して当該活動の関係資料の提出を求め又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には申請者に必要な是正を求めることができる。

(実績報告の提出)

第 24 条 第 18 条において助成の対象となった物件の所有者は当該物件の歴史的修景等の工事が完了したのち速やかに次の各号に掲げる当該助成の内容及び助成金の使途を明らかにする必要書類を添付した実績報告書(様式第 24 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化環境保存区域歴史的修景等助成事業完了実績報告書(様式第 24 号)
- (2) 収支決算書及び領収書等(写し可)
- (3) 修景等の工事の実施状況がわかる書類(記録写真等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(歴史的修景等助成金の額の確定)

第 25 条 事業終了後に提出された実績報告収支報告書等に基づいて審査し歴史的修景等助成金の額を確定する。また必要に応じて現地での確認を行うものとする。

2 市長は歴史的修景等助成金の金額を確定したときは様式第 25 号による文化環境保存区域歴史的修景等助成金額確定通知書により申請者に通知する。この場合において市長は必要があると認めるときは第 19 条の規定により決定した助成金の交付予定額を減額することができる。

(歴史的修景等助成金の交付)

第 26 条 申請者は前条の助成交付額の文化環境保存区域歴史的修景等助成金請求書(様式第 26 号)を市長に提出することができる。市長は適正な助成額請求書の提出があったときには当該歴史的修景等助成金を交付するものとする。

2 助成金の支払いにおいて助成事業者と異なる口座名義への振込となる場合は文化環境保存区域歴史的修景等助成金受領委任状(様式第 27 号)を市長に提出しなければならない。

(助成の取消等)

第 27 条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付予定額の一部又は全部を取り消し及び既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を申請内容以外の工事等に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 第 24 条の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず又は是正措置を行わなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が助成金を交付するに適さないと認めたとき。
 - 2 市長は前項の規定により助成金の交付決定の一部又は全部を取り消したときは速やかにその旨を文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付決定取消通知書（様式第 28 号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は前項の規定により補助金の交付を取消した場合において既に助成金を交付しているときは期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(担保期間)

第 28 条 助成の対象となった物件の所有者は当該物件を善良な申請者の注意義務をもって相当な年限保持しなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 3 月 15 日から施行する。

別表 1

(単位：円)

助成する面積	金額(年間)
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	40,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	56,000
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	72,000
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	89,000
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	105,000
7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	121,000
10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	137,000
15,000 m ² 以上	162,000

年 月 日

神戸市長

あて

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

文化環境保存区域保全活動事業助成金交付申請書

次のとおり文化環境保存区域保全活動事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 助成事業の名称
- 2 文化環境保存区域の名称
- 3 重点保全活動区域の所在地
- 4 重点保全活動区域の面積
- 5 保全活動計画の内容及び実施方法の概要
- 6 助成事業の着手及び完了の予定期日
- 7 添付資料
 - (1) 重点保全活動区域の範囲を示した図面と面積の根拠書類
 - (2) 保全活動計画書
 - (3) 保全団体の活動収支予算書
 - (4) 重点保全活動区域内の所有者もしくは権利者の同意書
 - (5) 保全活動団体の規約及び役員を含む会員名簿
 - (6) その他市長が必要と認める書類

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動事業助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化環境保存区域保全活動事業助成金の交付については、文化環境保存区域助成要綱第10条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助金額 円

2 交付条件

- (1) この助成金の対象となる事業は、年 月 日に申請のありました年度 事業とし、その内容及び助成事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 助成事業の内容又は経費を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けることが必要です。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、市長の承認を受けることが必要です。
- (4) 助成事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けることが必要です。
- (5) 市長は、助成事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。

- (6) この助成金に係る実績報告は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。
- (7) この助成金は、実績報告が提出された後、清算します。
- (8) 助成事業の対象物件は、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、又は処分してはなりません。
- なお、市長の承認を受けて当該物件を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより市に納付させることがあります。
- (9) 当該物件は、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的運営を図らなければなりません。
- (10) 助成事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければなりません。
- (11) 関係法令及び交付決定の内容並びに条件及び市長の命令又は指示に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずることがあります。
- (12) この助成金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服がある場合は、この通知書を受理した日から 10 日以内に文書をもって取り下げることができます。

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動事業助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化環境保存区域保全活動事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住 所
氏 名
電話番号

文化環境保存区域保全活動事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた文化環境保存区域
保全活動事業について、次のとおり計画変更したいので申請します。

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 計画変更の理由

- 4 計画変更の内容

- 5 増（減）額すべき助成金額

- 6 添付資料
 - (1) 変更計画書（現設計と2段書きのもの）
 - (2) 図面
 - (3) その他参考となる資料

年 月 日

神戸市長

あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

文化環境保存区域保全活動事業事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

助成事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動事業計画変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定いたしました文化環境
保存区域保全活動事業については、年 月 日付で提出されました
文化環境保存区域保全活動事業計画変更承認申請書に基づき、計画変更を次のとおり
承認いたしますので、通知いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 計画変更の理由

- 4 計画変更の内容

- 5 助成金の交付決定額及び変更承認額

交付決定額 ¥

変更承認額 ¥

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

助成事業の名称	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

年 月 日

神戸市長

あて

住 所
氏 名
電話番号

文化環境保存区域保全活動助成事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受け
ました文化環境保存区域保全活動事業の実績について、文化環境保存区域助成要綱第13
条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の交付に係る文化環境保存区域の名称及び所在地
名 称
所在地

2. 助成事業の実施期間
事業の着手 年 月 日
事業の完了 年 月 日

3. 助成事業の実施の方法

4. 助成金の交付決定金及び精算額
交付決定額 円
精 算 額 円

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記事業について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成事業の名称	
助成金の確定額	円
特記事項	

文化環境保存区域保全活動助成金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 あて

住所
補助事業者 氏名
電話番号

(添付書類)

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(注) 口座名義は、助成事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状 (様式第 11 号) を提出すること。

文化環境保存区域保全活動助成金受領委任状

年 月 日

神戸市長 あて

(委任者) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記 1 の受任者を代理人と定め、下記 2 の助成事業に係る補助金 (下記 3) の金額の受領を委任します。

記

1 受任者

住 所		印
団 体 名		
代表者名		

2 助成事業の名称

3 受領委任する金額

金 _____ 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域保全活動助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

助成事業の名称	
助成金の額	円
取消しの理由	

年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

文化環境保存区域歴史的修景等事業助成金交付申請書

下記のとおり、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第 55 条第 1 項の規定に基づき指定された、文化環境保存区域における歴史的修景等事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 文化環境保存区域の名称
- 2 歴史的修景等の目的及び内容
- 3 歴史的修景等の実施場所
- 4 歴史的修景等の期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 助成金交付申請額 ¥
(助成対象経費 円のうち、 %)
- 6 歴史的修景等計画の内容及び実施方法の概要
- 7 添付資料
 - (1) 歴史的修景等工事の位置と範囲を示した図面
 - (2) 歴史的修景等工事の設計書
 - (3) 歴史的修景等工事の見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

神戸市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

保存活用計画

文化環境保存区域助成要綱第 18 条第 1 項に基づき歴史的修景等助成金の交付申請する物件に関する保存活用計画を策定しましたので、同要綱第 18 条第 2 項に基づき下記のとおり提出します。

記

文化環境保存区域 の名称	及びその周辺文化環境保存区域
助成対象の物件	
整備（助成事業） 概要	
活用事業概要	
事業計画期間 （5 年以内）	

活用事業計画書

<p>事業実施体制 (連携団体を含む)</p>	
<p>計画実施における指標・目標</p> <p>なにを・ 誰/何に対して・ どのように (対象、回数、 スタッフ数、参 加者数、規模等 具体的に)</p>	<p>内容： 目標人数： 対象： 方法：</p>
<p>計画実施により 期待される効果</p>	
<p>これまでの活動 内容</p>	
<p>その他関連団体</p>	
<p>計画期間終了後 の展開計画</p>	

添付書類：活用計画のわかる図面・写真

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化環境保存区域内の歴史的修景等助成金の交付については、文化環境保存区域助成要綱第 19 条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

1 補助金額 ￥

2 歴史的修景等工事の名称

3 交付条件

(1) この助成金の対象となる事業は、年 月 日に申請のありました
年度 事業とし、その内容及び助成事業の経費の配分

は申請のとおりとします。

(2) 助成事業の内容又は経費を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けることが必要です。

(3) 助成を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、市長の承認を受けることが必要です。

(4) 助成事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けることが必要です。

(5) 市長は、助成事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。

- (6) この助成金に係る実績報告は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。
- (7) この助成金は、実績報告が提出された後、清算します。
- (8) 助成事業の対象物件は、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、又は処分してはなりません。
- なお、市長の承認を受けて当該物件を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより市に納付させることがあります。
- (9) 当該物件は、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的運営を図らなければなりません。
- (10) 助成事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければなりません。
- (11) 関係法令及び交付決定の内容並びに条件及び市長の命令又は指示に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずることがあります。
- (12) この助成金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服がある場合は、この通知書を受理した日から 10 日以内に文書をもって取り下げることができます。

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等事業助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました文化環境保存区域歴史的修景等事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

保存活用計画認定通知書

年 月 日に申請のありました保存活用計画については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 名称 とその周辺の文化環境保存区域

2 認定条件

（1）対象となる事業は、年 月 日に申請のありました保存活用事業とし、その内容は申請のとおりとします。

（2）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けることが必要です。

（3）市長は、補助事業の執行の適正を期するため、必要な検査及び指示をすることがあります。

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

保存活用計画不認定通知書

年 月 日に申請のありました保存活用計画については、下記の理由により不認定とすることに決定したので通知します。

記

1 不認定とした理由

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付変更決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定いたしました文化環境保存区域歴史的修景等事業については、助成金の交付変更を次のとおり、通知いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 変更の理由

- 4 計画変更の内容

- 5 助成金の交付決定額及び変更交付額

交付決定額 ￥

変更交付額 ￥

年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住 所
氏 名
電話番号

文化環境保存区域歴史的修景等助成事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた文化環境保存区域歴史的修景等事業について、次のとおり計画変更したいので申請します。

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 計画変更の理由

- 4 計画変更の内容

- 5 増（減）額すべき助成金額

- 6 添付資料
 - (1) 変更計画書（現設計と 2 段書きのもの）
 - (2) 図面
 - (3) その他参考となる資料

年 月 日

神戸市長

あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

文化環境保存区域歴史的修景等助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

助成事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成事業計画変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定いたしました文化環境
保存区域歴史的修景等事業については、年 月 日付で提出されま
した文化環境保存区域歴史的修景等事業計画変更承認申請書に基づき、計画変更を次
のとおり承認いたしますので、通知いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 計画変更の理由

- 4 計画変更の内容

- 5 助成金の交付決定額及び変更承認額

交付決定額 ¥

変更承認額 ¥

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記
事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

助成事業の名称	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

年 月 日

神戸市長

あて

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

文化環境保存区域歴史的修景等助成事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受け
ました文化環境保存区域歴史的修景等事業の実績について、文化環境保存区域助成要綱
第 22 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の交付に係る文化環境保存区域の名称及び所在地
名 称
所在地

2. 助成事業の実施期間
事業の着手 年 月 日
事業の完了 年 月 日

3. 助成事業の実施の方法

4. 助成金の交付決定金及び精算額
交付決定額 円
精 算 額 円

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記事業について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成事業の名称	
助成金の確定額	円
特記事項	

文化環境保存区域歴史的修景等助成金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 あて

住所
補助事業者 氏名
電話番号

(添付書類)

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通	2. 当座 その他 ()
口座番号		
口座名義		

(注) 口座名義は、助成事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状 (様式第 27 号) を提出すること。

文化環境保存区域歴史的修景等助成金受領委任状

年 月 日

神戸市長 あて

(委任者) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記 1 の受任者を代理人と定め、下記 2 の助成事業に係る補助金 (下記 3) の金額の受領を委任します。

記

1 受任者

住 所		印
団 体 名		
代表者名		

2 助成事業の名称

3 受領委任する金額

金 _____ 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(公印省略)
第 号
年 月 日

様

神戸市長

文化環境保存区域歴史的修景等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

助成事業の名称	
助成金の額	円
取消しの理由	